

真庭市立落合中学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知数は年間数件で推移しており、学年による差はあまりなく、どの学年でも起こり得ると考えられる。
- ・生徒の50%弱程度がスマートフォン等を所持している。生徒会でもインターネット利用アンケートで実態把握に努めている。
- ・現在、生徒指導委員会を中心に毎週水曜日に「振り返りシート」(学校生活アンケート)の取組を行い、いじめ防止及び早期発見に努めている。また、生活ノートの取組を行い、生徒との人間関係づくりや生徒理解に努めている。またQU検査を活用し、実態把握に努めている。
- ・今後は、生徒会活動として生徒の自主的ないじめ防止の取組をする必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめについての認識を全教職員で共有し、いじめを積極的に認知し、いじめほどの学校でも起こりうるものという基本的認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。けんか・ふざけ合いでも背景を把握し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・いじめの早期発見のために毎週1回の「振り返りシート」の取組を実施し、教育相談や学級・学年の取組の工夫を行うとともに、得られた情報の教職員間での共有を図る。
 - ・取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価する。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
 - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

- <連携の内容>
- ・学校基本方針をHPに掲載し周知を図るとともに、PTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 - ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
 - ・PTA広報(PTAだより)や学年通信にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
- ・年3回開催(学期ごと)
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。
- <構成メンバー>
- ・校外
市専任相談員・PTA会長・スクールソーシャルワーカー
 - ・校内
校長・教頭・企画委員・生徒指導委員・スクールカウンセラー

全 教 職 員

関係機関等との連携

- <連携機関名>
- ・真庭市教育委員会 児童相談所
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視・保護者支援のための専門スタッフ(SS・SC)の派遣
- <学校側の窓口>
- ・教頭
- <連携機関名>
- ・真庭警察署
- <連携の内容>
- ・定期的な情報交換 ・連絡会議の開催
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p><教職員研修>教職員が生徒のネット利用の状況と指導上の留意点について、情報モラル教育などの研修会を行う。</p> <p><生徒会活動>いじめについて考える期間を設け、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。いじめ問題を自分ごとと考え、正面から向き合う力や訴える力を育成するとともに、自ら活動できる集団作りに努める。</p> <p><居場所づくり>日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。発達障害を含む障害のある生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒、性同一性障害の生徒などについて支援を行い、研修を積極的に行う。</p> <p><情報モラル教育>人権教育・道徳教育・特別活動を通して、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。</p>
② 早期発見	<p><実態把握>生徒の実態把握のため「振り返りシート」の取組(アンケート)を毎週水曜日に実施し、年2回の教育相談を行うことで生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p><相談体制の確立>教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。</p> <p><情報共有>生徒の気になる変化や行為があった場合は、記録用紙等を利用し、教職員間でいつでも早急に情報共有ができる体制をつくる。</p> <p><家族への啓発>学年だより等を利用して家庭での生徒の様子を見つめるためのポイント等を家庭に知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p><いじめの有無の確認>生徒がいじめられたり、いじめたりしているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p><いじめへの組織的対応の検討>いじめへの組織的な対応をするためにいじめ対策委員会を開催する。</p> <p><いじめられた生徒への支援>いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p><いじめた生徒への指導>いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切且つ毅然とした対処を行う。また、当該生徒の心情・周辺の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導する。</p> <p><いじめの解消>いじめの解消については、「いじめ行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に『心身の苦痛がない』ことを確認すること」の2点に基づいて判断し、解消後も必要な面談や見守り等を継続する。</p>